

# 「新生ふくしま」 イクボス宣言促進協定

福島県経営者協会連合会（以下「経営者協会連合会」という。）会長 笠原賢二と福島県商工会議所連合会（以下「商工会議所連合会」という。）会長 渡邊博美と福島県商工会連合会（以下「商工会連合会」という。）会長 巒田倉治と福島県中小企業団体中央会（以下「中小企業団体中央会」という。）会長 内池浩と福島県知事 内堀雅雄と厚生労働省福島労働局（以下「福島労働局」という。）局長 島浦幸夫とは、福島県内企業へのイクボス宣言の促進について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、経営者協会連合会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会、福島県及び福島労働局が連携して、福島県ならではの地方創生、人口減少対策のため、県内にイクボスを増やす取組を加速し、男女がともに働きやすい職場環境づくりを県内企業に広め、希望と笑顔に満ちた「新生ふくしま」を実現することを目的とする。

（事業内容等）

第2条 福島県及び福島労働局は、前条の目的を達成するための具体的な取組を福島県雇用対策協定（平成28年3月24日締結）に基づく事業計画に定め、協力してその取組を実施する。

2 経営者協会連合会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会、福島県及び福島労働局は、前条の目的を達成するため、連携して県内企業の経営者への働きかけを行う。

3 福島県及び福島労働局は、イクボス宣言を行った企業について、企業の同意を得た内容を、それぞれのホームページ等により積極的に広報活動を行う。

また、経営者協会連合会、商工会議所連合会、商工会連合会及び中小企業団体中央会は、各会員に対し、イクボス宣言の理念を紹介する。

（その他）

第3条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義の生じた事項については、その都度協議するものとする。

附 則

本協定は、平成29年4月5日から施行する。

本協定の締結を証するため、協定書6通を作成し、福島県経営者協会連合会長、福島県商工会議所連合会長、福島県商工会連合会長、福島県中小企業団体中央会長、福島県知事及び福島労働局長が署名の上各自1通を保有する。

平成29年4月5日

福島県経営者協会連合会長

笠原賢二

福島県商工会議所連合会長

渡邊博美

福島県商工会連合会長

巒田倉治

福島県中小企業団体中央会長

内池浩

福島県知事

内堀雅雄

福島労働局長

島浦幸夫

